

## 大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、愛知県経済環境適応資金のうちセーフティネット資金の融資（以下「融資」という。）を受けた者に対し、その融資に係る利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者の負担軽減と事業の振興に資することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大口町内に主たる事業所を有する者のうち、大口町の町民税納税義務者で中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号及び第5号並びに第6項の規定による町長の認定を受け、融資を受けたもの
- (2) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がない者（法人の場合は、代表者も含む。）
- (3) 融資金額が2,000万円以下の者

2 前項に掲げる補助対象者のうち次の各号のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 融資を受けた後2年以内に同一資金で再度融資を受けた者
- (2) 第10条に規定する返還金が未払いとなっている者

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、当初12月分の利子の額とする。ただし、資金使途が設備資金（運転資金と併用する場合を除く。）として融資を受けた場合は当初24月分とする。

2 前項により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金融機関から融資を受けた日から90日以内に、大口町セーフティネット資金融資利子補

給補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関が発行する返済予定表の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの  
（補助金の決定等）

第5条 町長は補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と決定した者については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、補助金の交付が適当でないとして決定した者については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金却下通知書（様式第3）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条に規定する決定通知を受けた者は、速やかに補助金等交付請求書（様式第4）により、町長に補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条に規定する請求により速やかに補助金を交付するものとする。

（申請事項変更の届出）

第8条 申請者は、申請書の記載事項の一部に変更があったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（補助金の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消す。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により、補助金を受けようとしたとき、又は受けたとき。

2 前項の場合において、町長は当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずる。

（補助金の返還）

第10条 前条第2項又は繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは

一部を支払わなくなったときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還しなければならない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成24年3月26日 大口町告示第17号)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお改正前の大口町緊急保証制度融資利子補給補助金交付要綱(平成20年大口町告示第108号)の例による。
- 3 令和3年度中に従業員が20人以下の事業所の事業者が申請する(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に保証決定とその融資を受けたものに限る。)場合に限り、第2条に規定する補助対象者に同条第2号第1号に該当する者も含めるものとする。この場合において、第3条に規定する補助金の額は、「当初12月分」とあるのは「当初36月分」と、「当初18月分」とあるのは「当初36月分」とする。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第53号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日 大口町告示第42号)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日 大口町告示第18号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第24号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱の規定は、

令和3年4月1日以後に保証決定とその融資を受けたものから適用し、同日前に保証決定又は融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日 大口町告示第25号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付申請書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

電話番号

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第 4 条の規定により、  
補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

金 円

金融機関証明欄	
上記申請者について下記のとおり融資を実行しましたので証明します。	
保証番号	
融資金額	金 円
融資期間	年 月 日～ 年 月 日 (うち措置 か月)
利率	年 %
当初から 12 月 (設備資金は 24 月) 分の利 子の額	金 円
年 月 日	
大口町長 様	
金融機関名	

添付書類

1. 金融機関が発行する返済予定表の写し

様式第2（第5条関係）

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、金 円を交付することに決定したので通知します。

（補助金の返還）

繰上償還等により補助対象となった利子の全部若しくは一部を支払わなくなったときは、交付した補助金から補助対象となる利子の額から算定した交付されるべき補助金を引いた額を町に返還すること。

様式第3 (第5条関係)

大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金却下通知書

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町セーフティネット資金融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により、下記の理由により却下することにしたので通知します。

記

却下の理由

様式第4（第6条関係）

補助金等交付請求書

年 月 日

大口町長 様

住所

氏名

年 月 日付け 第 号による大口町セーフティ  
ネット資金融資利子補給補助金として下記の金額を請求します。

記

金 円

振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 店
(フリガナ) 口座名義人	
種 別	普通 当座
口座番号	